様式Ａ－２

不利益処分一覧表

（令和８年（2026 年）１月 26 日作成）

［所管：環境部美化推進課］

No..	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	美しいまちづくりの推進に関する条例	１１－１	自動販売機回収容器設置における勧告に従わない自動販売機設置者又は管理者の違反行為を公表	B
2	美しいまちづくりの推進に関する条例	２４	美化推進重点地区内でのポイ捨て等の違反者に対する過料	B
3	豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例	１４	路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の違反者に対する過料	B
4				
5				
6				
7				
8				
9				
１０				
１１				
１２				
１３				
１４				
１５				
１６				
１７				
１８				
１９				
２０				

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処 分 名</td><td>自動販売機回収容器設置における勧告に従わない自動販売機設置者又は管理者の違反行為を公表</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>美しいまちづくりの推進に関する条例第１１条第１項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課（室）係名</td><td>環境部美化推進課美化推進係</td></tr>
<tr><td rowspan="3">処分基準</td><td>関係条項</td><td>美しいまちづくりの推進に関する条例第９条・第１０条</td></tr>
<tr><td>基　準</td><td>○空き缶等の散乱の原因となるおそれのある飲料又は食料の自動販売機を設置し，又は管理する者は，当該自動販売機の設置されている場所又はその周辺に，回収容器を設置し，及びこれを適正に管理しなければならない。
…美しいまちづくりの推進に関する条例第９条
○市長は，前条の規定に違反し，当該自動販売機の周辺に空き缶等が散乱していると認めるときは，同条の規定に違反している者に対し，回収容器を設置し，又はこれを適正に管理するよう勧告することができる。
…美しいまちづくりの推進に関する条例第１０条
○市長は，前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは，その旨を公表することができる。
…美しいまちづくりの推進に関する条例第１１条第１項</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td>美化推進課職員が行う勧告に従わない場合に公表。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処 分 名</td><td>美化推進重点地区内でのポイ捨て等の違反者に対する過料</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>美しいまちづくりの推進に関する条例第２４条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課（室）係名</td><td>環境部美化推進課美化推進係</td></tr>
<tr><td rowspan="3">処分基準</td><td>関係条項</td><td>美しいまちづくりの推進に関する条例第８条・第１４条</td></tr>
<tr><td>基　準</td><td>○何人も，道路，公園，河川，広場その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）にポイ捨てをしてはならない。
○犬を所有し，又は管理する者は，公共の場所に当該犬のふんを放置してはならない。
…美しいまちづくりの推進に関する条例第８条第１項、第２項
○市長は，重点地区内において第８条の規定に違反している者に対し，ポイ捨てをされた吸い殻等若しくは空き缶等又は放置された犬のふんの回収その他必要な措置を講じるよう命じることができる。
…美しいまちづくりの推進に関する条例第１４条
○市は，第１４条の規定による命令に違反した者に対し，２０，０００円以下の過料を科することができる。
…美しいまちづくりの推進に関する条例第２４条</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td>美化推進課職員が行う必要な措置命令に従わない場合に過料を科す。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処 分 名</td><td>路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の違反者に対する過料</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例第１４条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課（室）係名</td><td>環境部美化推進課美化推進係
健康医療部健康推進課健康支援係</td></tr>
<tr><td rowspan="3">処分基準</td><td>関係条項</td><td>…豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例第７条、第８条、第１４条</td></tr>
<tr><td>基　準</td><td>○何人も，路上喫煙禁止区域内において路上喫煙をしてはならない。
…豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例第７条
○市長は，第７条の規定に違反している者に対し，その是正のために必要な措置を講じるよう命じることができる。
…豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例第８条
○市は，第８条の規定による命令に違反した者に対し，２０，０００円以下の過料を科することができる。
…豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例第１４条</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td>美化推進課職員が行う必要な措置命令に従わない場合に過料を科す。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr>
</table>